

APEC アーキテクト

建築サービスの提供におけるアーキテクトの可動性促進に係る

アーキテクト登録／資格の日豪二国間相互認証協定



Asia Pacific
Economic Cooperation

協定目次

章	頁
序文	4
1. 定義	5
2. APEC アーキテクトの枠組みの適用	6
3. 本協定の目的	7
4. 相互認証条項	8
5. 実施	10
6. 懲戒および措置	11
7. 入国審査及び査証	11
8. 情報交換	12
9. 協議	12
10. 協定の施行期限	12
署名	13

別添 A

別添 B

この協定は、以下の両者により 2008 年 月 日 に締結された。

日本

国土交通省

100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3

日本 APEC アーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会

104-0031 東京都中央区京橋 2-14-1

オーストラリア

AACA: オーストラリア・アーキテクト認定協議会

[ACN 109 433 114] of Suite 1, Level 2, Ethos House, 28 – 35 Ainslie Avenue,
Canberra City in the Australian Capital Territory, Australia, 2608 ('AACA')

オーストラリア APEC アーキテクトモニタリング委員会

C/- Architects Accreditation Council of Australia
of Suite 1, Level 2, Ethos House, 28 – 35 Ainslie Avenue,
Canberra City in the Australian Capital Territory, Australia, 2608

序文

- A. 国土交通省 (MLIT) は、日本において建築士の基準を設定、運営する責務を負う政府機関である。MLIT は建築士法に基づき、一級建築士の資格付与に係る権限を有する。
- B. 日本 APEC アーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会は、APEC アーキテクト・オペレーション・マニュアルに即して設立された独立した委員会で、日本での APEC アーキテクトの登録業務を中央評議会からの委任を受けて担うと共に、中央評議会から指名を受けた機関である。
- C. オーストラリア・アーキテクト認定協議会 (AACA) は、オーストラリアのアーキテクトの国家基準について調整を図り提言することに加え、関連する海外の当局との相互認証合意を取り決め運営していく責務を負う全国組織である。AACA は各地域の管轄区 (オーストラリアの州やテリトリー) にある登録委員会の代表から構成されている。
- D. オーストラリア APEC アーキテクト・モニタリング委員会は、APEC アーキテクト・オペレーション・マニュアルに即して設立された独立した委員会で、オーストラリアでの APEC アーキテクトの登録業務を中央評議会からの委任を受けて担うと共に、中央評議会から指名を受けた機関である。
- E. 署名者は、本協定の主たる目的について、本協定の添付文書 'A'、APEC アーキテクト・オペレーション・マニュアル 2006 (中央評議会が必要に応じて改訂を行う。以下 'マニュアル' という) に即し、APEC アーキテクトがホストエコノミーにおいて登録を受け、独立した業務を実施できるようになることを促進することであると認識を持つ。
- F. 署名者は、日本 APEC アーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会とオーストラリア APEC アーキテクト・モニタリング委員会は APEC アーキテクト中央評議会によってそれぞれのエコノミーにおける APEC アーキテクトの登録業務を行う権限を承認されており、両エコノミーそれぞれが APEC アーキテクト登録業務を立ち上げ、運営しているとの認識に立つ。
- G. 署名者は、各エコノミーが、そのエコノミーで登録されている APEC アーキテクトは、本協定で定める条件と例外事項を前提として APEC アーキテクト相互認証構想の枠組みに基づく両エコノミーの約束に従い、両方のエコノミーにおけるアーキテクトとしての登録/免許に係る全ての要件を満たしているとの共通の理解をもつことを認識する。

それぞれのエコノミーにおける APEC アーキテクトの実施と継続のもたらす共通の利益を確認し、署名者は以下について合意した:

第1条

定義

1.1 本協定ではマニュアルに記されている定義を採用する。

1.2 本協定では反対の意思がない限り:

「APEC アーキテクト(APEC Architect)」とは、当該アーキテクトのホームエコノミーにおいて APEC アーキテクトとして登録されているアーキテクトをいう。;

「日本国当事者(Japanese participants)」とは、国土交通省(以下「MLIT」という。)及び日本 APEC アーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会をいう;

「オーストラリア国当事者(Australian participants)」とは、オーストラリア・アーキテクト認定協議会(Architects Accreditation Council of Australia。以下「AACCA」という。)及びオーストラリア APEC アーキテクト・モニタリング委員会をいう;

「ホームエコノミー(Home Economy)」とは永続的に居住し、かつアーキテクトとして主要な登録/免許を受けたエコノミーをいう;

「ホストエコノミー(Host Economy)」とは、本協定に従いアーキテクトが第二の登録を申請するエコノミーをいう;

「署名者(the parties)」とは、日本の当事者とオーストラリアの当事者をいう;

「一級建築士(1st-class Kenchikushi)」とは、建築士法に基づき日本において一級建築士の称号を用いて建築物の設計、建築工事の監理等を行うことについて国土交通大臣から免許を付与された者をいう;

「オーストラリアのアーキテクト(Australian Architect)」とは、オーストラリアの州あるいは地域で施行されているアーキテクトに関する法令に基づいて、その州あるいは地域のアーキテクト登録委員会に登録され、アーキテクトの称号を用いて公共にサービスを提供できる者をいう;

「登録(registration)」には免許付与、認証という意味も含まれ、アーキテクト/一級建築士として実務を行う権利に対する法的認可をいう;

「規制当局(Regulatory authority)」とはアーキテクト/一級建築士として専門サービスを提供することが認められた者の登録/免許または認可について責任を負う監督機関をいう;

第2条

APEC アーキテクトの枠組みの適用

- 2.1 署名者は、マニュアルが本協定の一環をなすことに合意する。
- 2.2 署名者は、マニュアルが以下の内容に関する原則を掲げていることに合意する：
 - 2.2.1 オーストラリアにおける一級建築士の互恵的認証が効力を発すること；
 - 2.2.1 日本におけるオーストラリアのアーキテクトの互恵的認証が効力を発すること；
 - 2.2.3 オーストラリアにおける建築専門サービスの提供に関する一級建築士の可動性が促進されること；
 - 2.2.4 日本における一級建築士としての専門サービス提供に関するオーストラリアのアーキテクトの可動性が促進されること
- 2.3 署名者は、本協定がそれぞれのホームエコノミーで APEC アーキテクトとして登録されている一級建築士ならびにオーストラリアのアーキテクトに適用されることに合意する。
- 2.4 署名者は、本協定あるいはマニュアルに記載されたいずれの事がらも、APEC アーキテクトに対し、当該一級建築士あるいはオーストラリアのアーキテクトの出生地あるいは教育を得た場所を理由に差別する意図はないことに合意する。
- 2.5 署名者は、以下の一級建築士あるいはオーストラリアのアーキテクトに対しては本協定が適用されないことに合意する：
 - ・ ホームエコノミーが本協定の対象国以外の者
 - ・ 本協定以外の相互認証の方法によって登録／免許された者

第3条

本協定の目的

3.1 署名者は、本協定の目的について以下のとおりに合意する：

3.1.1 APEC アーキテクト互恵認証の枠組みに即して一級建築士をオーストラリアのアーキテクトとして、あるいはオーストラリアのアーキテクトを一級建築士として登録／免許することを促進すること。

3.1.2 以下の条件に適合する標準、基準、手続き、手段を設定すること：

- ・ サービスを提供するための専門家としての能力と力量を基準とするなど、客観性と透明性のある方法で評価可能であること
- ・ 負担が、ホストエコノミーにおいて建築実務に関する基準が維持されていることを確認するために必要なもの以上とならないこと
- ・ 日本とオーストラリア間での国境を越えた建築サービスの提供にあたって不合理な制限を設けないこと

3.2 署名者は、登録／免許に関する基準や手続きに係る両エコノミーの相違点について認識し、これらの相違点については APEC アーキテクトの枠組みを参照しつつ対処することについて配慮し、合意する。また署名者は、サービスの提供に際して公衆の健康・安全・福祉が保護され、建築の文化・遺産が尊重され、関連する法令や基準が順守されるという条件を前提に、APEC アーキテクトの枠組みを通して資格を得た者が、ホストエコノミーにおいて専門的サービスを提供することを認めることに合意する。

第4条

相互認証条項

4.1 現行の登録／免許の手続き

4.1.1 日本においては、MLIT が建築士法に基づき一級建築士の審査・登録を管理している。

4.1.2 オーストラリアにおいては、各州および地域のアーキテクト登録委員会がアーキテクト登録の責任を有する。

4.2 日本においては、一級建築士である者は、法的に、また独占的に、‘一級建築士’の名称を使用して設計及び工事監理を行うことができるほか、建築士法に則してその他の関連業務を行うことができる。

4.3 オーストラリアにおいては、アーキテクトとして登録された者は、法的に‘アーキテクト’の名称を用いて、当該アーキテクトが建築業務を行う州あるいは地域に適用される法令に則して建築物の設計、建築工事にかかる書類作成および契約管理を含む建築業務を提供することができる。

4.4 署名者は、ホームエコノミーにおける APEC アーキテクト登録が本協定に基づくホストエコノミーでの登録／免許の基本要件であることに合意する。

4.5 署名者は、申請者が以下の条件を満たすことにより、ホストエコノミーで登録／免許を受ける権利を得ることに合意する：

4.5.1 日本での登録／免許

- a) APEC アーキテクト登録簿に登録されていること
- b) 日本において課される固有事項審査に合格し、国土交通大臣による認定書の交付を受けていること。この認定書は、申請者が一級建築士登録に必要な最低基準を満たしていることを証明するものであると認められている。
- c) 次の項目に同意すること：
 - i) 日本の法令、規程、規制を遵守すること
 - ii) 日本の継続的な能力の保証に係る要求を満足すること
 - iii) 業務遂行上の関係規定を遵守するとともに、職業倫理の基本として真実、誠実及び清廉の倫理基準に従い、最低限、建築士法を含む日本における倫理基準を遵守すること

- iv) 本協定の条項第6. 2に即して情報を提供すること
- d) MLIT 又は指定登録機関に対して登録申請を行い、所定の料金を支払うこと。

4.5.2 オーストラリアでの登録／免許

- a) APEC アーキテクト登録簿に登録されていること
 - b) オーストラリアで課される固有事項審査に合格し、補足審査手続き(SAP)修了証の交付を受けていること。この修了証は、オーストラリアのいずれの管轄地域においても、申請者がアーキテクト登録に必要な最低基準を満たしていることを証明するものであると認められている。
 - c) 次の項目に同意すること:
 - i) オーストラリアの法令、規程、規制を遵守すること
 - ii) オーストラリアの関連管轄地域における法令に定められた継続的な能力の保証に係る要求を満足すること
 - iii) 業務遂行上の関係規定を遵守するとともに、職業倫理の基本として真実、誠実及び清廉の倫理基準に従い、最低限、オーストラリアの当該管轄地域における法令に基づくなどの倫理基準を遵守すること
 - iv) 本協定の条項第6. 2に即して情報を提供すること
 - d) 当該管轄地域で登録申請書に記入、SAP 修了証と共に提出し、所定の料金を支払うこと。
- 4.6 署名者は、この申請料金については妥当なものとし、かつ申請者の審査・登録に要する費用を補う以上のものではないことに合意する。
- 4.7 署名者は、それぞれのエコノミーが固有事項審査に関して自らの審査手続きを整え、固有事項試験に関する情報を一般に公開することに合意する。
- 4.8 本協定は、申請者が、ホストエコノミーにおいて他の代替する手続きによって登録／免許を得ようとすることを排除するものではない。

第5条

実施

5.1 署名者は、以下の時点で本協定が発効することに合意する：

5.1.1 MLIT と日本 APEC アーキテクト・モニタリング委員会が本協定に署名し；

5.1.2 AACA とオーストラリア APEC アーキテクト・モニタリング委員会が本協定に署名する。

5.2 両エコノミーのモニタリング委員会は、本協定に定める条件に即して提出される年間の申請者数に関する情報を相互に交換する。

5.3 両エコノミーは、本協定の条項 5.2 に即して提供する情報に加え、本協定の実施状況に関して定期的に報告を行う。

第6条

懲戒及び措置

6.1 署名者は、以下の点について合意する：

6.1.1 MLIT は本協定の条項4. 5に従わなかった一級建築士に対し適切な懲戒措置を行うことについて責任を負う。

6.2.2 当該オーストラリアの州あるいは地域のアーキテクト登録委員会は、本協定の条項 4.5 に従わなかった登録アーキテクトに対し適切な懲戒措置を行うことについて責任を負う。

登録／免許申請者による情報開示

6.2 署名者は、本協定に基づく登録／免許の申請に際して、申請者が、一級建築士／アーキテクトの業務遂行に関連して課された懲戒措置について、いずれの国あるいは APEC エコノミーで課されたものであっても、情報を開示しなければならないことに合意する。また署名者は、ホストエコノミーの規制当局が、課された懲戒措置の性質に関する情報を登録／免許に係る手続きの一部として考慮することに合意する。また本条項に違反した場合は申請者の登録／免許が失効され得ることに合意する。

6.3 署名者は、本協定に基づくホストエコノミーでの登録／免許の申請者に対し、自身の懲戒措置に係る情報を両エコノミー間で公開、交換することに関する自らの同意書を添付させることに合意する。また署名者は、要求された情報を全て開示あるいは提供しなかった場合には規制当局による登録／免許申請の却下、あるいは取り消しを含む懲戒措置の根拠となり得ることに合意する。

第7条

入国審査及び査証

7.1 署名者は、ホストエコノミーにおける登録／免許は、ホストエコノミーにおいて適用される入国審査及び査証要件に関する義務を免除するものではないことに合意する。

第8条

情報交換

- 8.1 署名者は、本協定に影響する可能性のある政策、基準、手続き及び計画の主要な変更について、相互に通告し、内容のコピーを提供する。

第9条

協議

- 9.1 署名者は、常に本協定の解釈と適用について共通の認識を持つための努力を続け、また本協定の運用に影響する可能性のある、いかなる事項についても相互が満足する解決を得るために、協力と協議を通じてあらゆる方策を講じる。
- 9.2 いずれの署名者も本協定の運用あるいは解釈に影響を及ぼすとみなされる、実行済みあるいは提案された措置あるいはその他いかなる事項についても、書面により他の署名者に協議を要求することができる。協議要求を受けた署名者は特別の理由がない限り、遅滞なく回答するよう努める。

第10条

協定の施行期限

- 10.1 署名者は、少なくとも5年毎に本協定の実施状況を見直して最新のものとし、その実効性について報告するとともに、必要に応じて変更の提案を行うことに合意する。
- 10.2 署名者は、署名者のいずれかが少なくとも6ヶ月前までに書面をもって他の署名者に通告することにより本協定を終了できることに合意する。ただし署名者の本協定からの脱退は、APEC アーキテクトが本協定を通して得たホストエコノミーでの業務を行う権利に影響を与えるものでない。
- 10.3 署名者は、いずれかのエコノミーのモニタリング委員会が、中央評議会からAPEC アーキテクトの登録業務を行う権限を停止された場合、本協定は自動的に終了することに合意する。

2008年 月 日署名:

署名者

日本国

MLIT:国土交通省

(署名者)

和泉 洋人, 住宅局長 (Hiroto Izumi, Director-General, Housing Bureau)

立会人:

(署名者)

日本 APEC アーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会

(署名者)

榎 文彦, 委員長 (Fumihiko Maki, Chair)

立会人:

(署名者)

2008 年 月 日署名:

オーストラリア国

AACA:オーストラリア・アーキテクト認定協議会

(署名者)

アンドリュー ハトソン, 会長 (Andrew Hutson, President)

立会人:

(署名者)

(署名者)

ニノ ベラントニオ, 理事 (Nino Bellantonio, Director)

立会人:

(署名者)

オーストラリア APEC アーキテクト・モニタリング委員会

(署名者)

アンドリュー ハトソン, 委員長 (Andrew Hutson, Chair)

立会人:

(署名者)
